

シートNo.	0442101	事務事業名	「国民健康保険事業特別会計」適正化事業		部・課・係	市民福祉部	国保年金課	国保係	
事業No.	J004166	開始年度	平成27年度	終了予定年度	終了予定なし	施策コード	P3072	作成責任者	国保年金課長

項目	令和4年度 事務事業担当課による点検・改善		＜参考＞令和3年度 事務事業担当課による点検・改善	
	評価	評価に関する説明	評価	評価に関する説明
事業の必要性	事業の目的は市民や社会のニーズを的確に反映しているか。	△ 将来的な税負担を軽減するために行っている事業であり、被保険者のニーズにはあっているが、国の方針は基準外繰出の削減である。	△	将来的な税負担を軽減するために行っている事業であり、被保険者のニーズにはあっているが、国の方針は基準外繰出の削減である。
	地域、民間等に委ねることができない事業なのか。	-	-	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○ 国民健康保険事業特別会計の適正化のための直接的な手法としては、基準外繰出以外にない。	○	国民健康保険事業特別会計の適正化のための直接的な手法としては、基準外繰出以外にない。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-	
	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（プロポーザル）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			
	競争性のない随意契約となったものはないか。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	△ 国民健康保険財政適正化分の基準外繰入は国民健康保険被保険者以外の市民にも負担を強いているが、国民健康保険被保険者のみが受益者となっている。	△	国民健康保険財政適正化分の基準外繰入は国民健康保険被保険者以外の市民にも負担を強いているが、国民健康保険被保険者のみが受益者となっている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	△ 国民健康保険被保険者以外の市民に負担を強いている状況であり、妥当な額とは言えない。	△	国民健康保険被保険者以外の市民に負担を強いている状況であり、妥当な額とは言えない。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○ 国民健康保険事業特別会計の適正化のみに限定している。	○	国民健康保険事業特別会計の適正化のみに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-		
事業の有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○ 見込どおりにできている	○	見込通りにできている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	他の手段、方法等はない。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○ 国民健康保険事業特別会計は黒字化している。前年度に続き、一部を基金に積み立てることができた。	○	国民健康保険事業特別会計は黒字化している。前年度に続き、一部を基金に積み立てることができた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他課等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を右に記載）	-	-	
	課名			
	連番			
	事業名			
点検・改善結果	点検結果	国民健康保険事業特別会計の財政運営に対して十分な効果を発揮しているが、国民健康保険被保険者以外の市民の税金が財源となっていることや国の方針を考えると、今後も同規模での事業展開を行っていくことは難しい。		国民健康保険事業特別会計の財政運営に対して十分な効果を発揮しているが、国民健康保険被保険者以外の市民の税金が財源となっていることや国の方針を考えると、今後も同規模での事業展開を行っていくことは難しい。
	改善の方向性	福祉波及分については、減額されている国の交付金への財政補てんであるため、今後も継続していくが、国民健康保険財政適正化分については、国保財政の状況や制度改定を踏まえながら、縮小・廃止の検討を進めていく。		福祉波及分については、減額されている国の交付金への財政補てんであるため、今後も継続していくが、国民健康保険財政適正化分については、国保財政の状況や制度改定を踏まえながら、縮小・廃止の検討を進めていく。

シートNo.	0442102	事務事業名	保健事業(特定健診等を含む)事務		部・課・係	市民福祉部	国保年金課	国保係	
事業No.	J000576	開始年度	平成20年度	終了予定年度	終了予定なし	施策コード	P3072	作成責任者	国保年金課長

項目	令和4年度 事務事業担当課による点検・改善		<参考>令和3年度 事務事業担当課による点検・改善	
	評価	評価に関する説明	評価	評価に関する説明
事業の必要性	事業の目的は市民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○ 健康づくりや生活習慣病予防の重要性が高まっており、広くニーズがある。	○ 健康づくりや生活習慣病予防の重要性が高まっており、広くニーズがある。	
	地域、民間等に委ねることができない事業なのか。	○ 保健事業は、健康保険の保険者に義務付けられたものであり、国民健康保険の保険者である市が実施するものである。	○ 保健事業は、健康保険の保険者に義務付けられたものであり、国民健康保険の保険者である市が実施するものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○ 保健事業は、被保険者の健康増進を図りながら、保険給付費の適正化を図るための唯一の事業である。	○ 保健事業は、被保険者の健康増進を図りながら、保険給付費の適正化を図るための唯一の事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○ 支出については、随意契約を行っているものもあるが、事業の性質上事業者が限定されるもののみであり、競争性は確保されている。	○ 支出については、随意契約を行っているものもあるが、事業の性質上事業者が限定されるもののみであり、競争性は確保されている。	
	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約(プロポーザル)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○ 保健事業は、国民健康保険税を財源として実施しているものであり、その効果である健康増進、保険給付費の適正化の恩恵は被保険者が受けるため負担関係は妥当である。	○ 保健事業は、国民健康保険税を財源として実施しているものであり、その効果である健康増進、保険給付費の適正化の恩恵は被保険者が受けるため負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○ 単位当たりのコストは増加しているが、県支出金で対応できており、妥当である。	○ 単位当たりコストは増加しているが、増加分は県支出金で対応できており、コストは妥当である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○ 保健事業の内容等が適切かどうかの検討を行い、必要な分に限定して実施している。	○ 保健事業の内容等が適切かどうかの検討を行い、必要な分に限定して実施している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○ 健康課とも連携しながら、効果的な方法を検討している。	○ 健康課とも連携しながら、効果的な方法を検討している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○ 周知広報活動については、見込どりの活動ができています。	○ 周知広報活動については、見込どりの活動ができています。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○ 成果実績に応じて、内容を見直しており、低コスト化を図っている。	○ 成果実績に応じて、内容を見直しており、低コスト化を図っている。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△ 特定健康診査受診率については目標値を下回っており、今後の啓発や受診勧奨の効果的な実施が必要である。	△ 特定健康診査受診率については成果目標を下回っており、今後の啓発や受診勧奨の効果的な実施が必要である。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	△ 健診啓発用のジャンパー、ポロシャツを購入。健診期間中の着用はできたが、コロナ禍であすてらすフェスタが中止になり、活用が広がらなかった。	○ 作成した横断幕はあすてらすの道路沿いに掲示した。のぼり旗は、今後のあすてらすフェスタ等において活用する。	
	関連する事業がある場合、他課等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を右に記載)	○ 特定健康診査・保健指導の実施については健康課が実施し、啓発活動や事務作業は国保年金課が行っている。また、事業の見直しの際には、2課で協議を行い進めている。	○ 特定健康診査・保健指導の実施については健康課が実施し、啓発活動や事務作業は国保年金課が行っている。また、事業の見直しの際には、2課で協議を行い進めている。	
	課名	健康課		
連番	J000524、J000525			
事業名	特定健康診査事業(委託事業含む)、特定			
点検・改善結果	点検結果	特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率を目標値に近づけるために、令和4年度は、受診勧奨訪問の再開や受診勧奨はかきの内容を見直した。特定健康診査は生活習慣病対策の重要な事業であり、今後も取り組みが必要である。	保健事業に関する広報周知回数については、目標を達成している。また、成果目標の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率については、令和2年度、令和3年度ともに新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成できていない。特定健康診査は生活習慣病対策の重要な事業であり、更なる取り組みが必要である。	
	改善の方向性	保健事業に関する広報周知を引き続き行い、特定健康診査・特定保健指導の重要性を周知し、特定健康診査受診率の向上を図る。また、交付金を活用したうえでの健康増進事業の更なる充実について関係課とともに検討していく。	保健事業に関する広報周知を引き続き行い、特定健康診査・特定保健指導の重要性を周知し、特定健康診査受診率の向上を図る。また、交付金を活用したうえでの健康増進事業の更なる充実について関係課とともに検討していく。	

シートNo.	0442103	事務事業名	保険者努力支援制度		部・課・係	市民福祉部	国保年金課	国保係	
事業No.	J004459	開始年度	平成30年度	終了予定年度	終了予定なし	施策コード	P3072	作成責任者	国保年金課長

項目	令和4年度 事務事業担当課による点検・改善		＜参考＞令和3年度 事務事業担当課による点検・改善	
	評価	評価に関する説明	評価	評価に関する説明
事業の必要性	事業の目的は市民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○ 健康づくりや国民健康保険の財政基盤強化は被保険者のニーズにあっており、保険者努力支援制度の指標は、市町村に国が求める保健事業等の内容を反映したもになっているため、点数獲得のための取組みは社会のニーズを反映したものである。	○ 健康づくりや国民健康保険の財政基盤強化は被保険者のニーズにあっており、保険者努力支援制度の指標は、市町村に国が求める保健事業等の内容を反映したもになっているため、点数獲得のための取組みは社会のニーズを反映したものである。	
	地域、民間等に委ねることができない事業なのか。	-	-	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○ 保険者努力支援制度の点数獲得に取り組んでいくことは、国民健康保険制度の安定化につながるものである。	○ 保険者努力支援制度の点数獲得に取り組んでいくことは、国民健康保険制度の安定化につながるものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-	
	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約(プロポーザル)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	-	-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○ 取組の結果、市民の健康づくりが推進される等の効果が得られるため、市民の利益となる。	○ 取組の結果、市民の健康づくりが推進される等の効果が得られるため、市民の利益となる。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-	-	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-		
事業の有効性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○ 取組実施には関係各課(健康課、長寿支援課、収納課等)との連携が必要不可欠であり、協議は適切に行っている。	○ 取組実施には関係各課(健康課、長寿支援課、収納課等)との連携が必要不可欠であり、協議は適切に行っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○ 令和4年度は目標に達することができた。	△ 令和3年度実績は目標に到達しておらず、今後の取り組み強化が必要。	
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他課等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を右に記載)	-	-	
	課名			
	連番			
	事業名			
点検・改善結果	点検結果	連携のための協議の回数は目標にほぼ達成している。保険者努力支援の評価項目においては、収納率向上に関する取組が低い状況である。今後は取組を強化し、より一層の点数獲得を目指す必要がある。	連携のための協議の回数は目標にほぼ達成している。保険者努力支援の評価項目においては、収納率向上に関する取組が低い状況である。今後は取組を強化し、より一層の点数獲得を目指す必要がある。	
	改善の方向性	保険者努力支援制度の指標を参考にしながら、今後の保健事業や収納対策の検討を行い関係各課と連携しながら、事業展開を行っていく。	保険者努力支援制度の指標を参考にしながら、今後の保健事業や収納対策の検討を行い関係各課と連携しながら、事業展開を行っていく。	

事務事業評価シート(令和4年度事務事業)

シートNo.	0442201	事務事業名	後期高齢者の保健事業		部・課・係	市民福祉部	国保年金課	医療・年金係	
事業No.	J000551	開始年度	平成22年度	終了予定年度	終了予定なし	施策コード	P302A	作成責任者	国保年金課長

事業の目的	福岡県の後期高齢者医療費は全国的に高い傾向にあり、被保険者が負担する保険料も高い水準になっているので、制度の安定運営のためにも、後期高齢者の各種保健事業を行いながら医療費の削減を図る。また、健康でいきいきと過ごせる健康長寿社会を実現するためにも、被保険者の健康保持・増進に取り組んでいく。							予算額・執行額 (単位:千円)	当初予算	R03年度	R04年度	R04年度の主な収入内訳(名称等)	
	事業概要	後期高齢者の保健事業は福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり、高齢者健康診査事業などが取り組まれている。また、健康長寿講演会等のその他保健事業については、広域連合からの補助を受け、市が実施している。今後は、国保年金課・健康課・長寿支援課の3課で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施しながら保健事業を充実させ、医療費削減と健康長寿社会の実現に向けて取り組んでいく。							補正予算				
根拠法令、関係計画、通知等		令和4年度特別調整交付金基準(算定省令第6条9号関係) 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者集団検診事務費交付金交付要領							予算内訳 (単位:千円)	前年度から繰越			
	活動目標及び活動実績1 (アウトプット)	活動指標	高齢者健康診査受診率	活動実績	%	R03年度	R04年度	R05年度		R06年度	歳入予算		R03年度
活動目標及び活動実績2 (アウトプット)		活動指標		当初見込	%			活動見込	活動見込	国庫支出金			
	単位当たりコスト	算出根拠		単位	R03年度	R04年度			県支出金				
X:健診費用(単位:円) Y:健康診査受診者人数		計算式	X/Y	0/1273	0/1529			使用料・手数料					
成果目標及び成果実績1 (アウトカム)	成果目標	集団検診受診者数	単位	R03年度	R04年度	中間目標	目標最終年度	分担金・負担金等					
	成果指標	集団検診受診者数	成果実績	人	212	272	年度	年度	財産収入				
成果目標及び成果実績2 (アウトカム)	補足説明	令和2年度より集団検診を実施							繰入金				
	根拠として用いた統計・データ名(出典)	健康診査受診者数市町村別内訳(広域連合)、後期高齢者集団検診事業実績報告(広域連合)							諸収入	788	627	福岡県後期高齢者医療広域連合補助金	
補足説明	根拠として用いた統計・データ名(出典)								繰越金				
									地方債				
									一般財源	1,205	1,365		
									計	1,993	1,992		
									歳出予算	R03年度	R04年度	R04年度の主な用途	
									報償費	30	30		
									需用費	75	75		
									役員費	54	53	後期高齢者検診予約受付業務事務手数料	
									委託料	0	0		
									使用料及び賃借料	34	34		
									扶助費	1,800	1,800		
									計	1,993	1,992		
									投入工数 (単位:人)	正職員	0.3	0.3	
										再任用	0		
										会計年度月額	0		
										会計年度日額	0		
										計	0.30	0.30	
										人件費合計(千円)	2,220	2,220	
										総費用(千円)	3,774	3,456	
										人件費等の修正(千円)			
										総費用(千円)※人件費等修正後	3,774	3,456	

シートNo.	0442201	事務事業名	後期高齢者の保健事業		部・課・係	市民福祉部	国保年金課	医療・年金係	
事業No.	J000551	開始年度	平成22年度	終了予定年度	終了予定なし	施策コード	P302A	作成責任者	国保年金課長

項目	令和4年度 事務事業担当課による点検・改善		<参考>令和3年度 事務事業担当課による点検・改善	
	評価	評価に関する説明	評価	評価に関する説明
事業の必要性	○	健康でいきいきと過ごすために、健康寿命を延ばすことを目的におこなっており、健康管理をすることで自立した生活を継続することができる事業を行っている。	○	健康でいきいきと過ごすために、健康寿命を延ばすことを目的におこなっており、健康管理をすることで自立した生活を継続することができる事業を行っている。
	○	集団検診予約受付事務を民間委託している。	○	集団検診予約受付事務を民間委託している。
	○	後期高齢者の健康診査では質問票でフレイルのリスクを確認している。この事業を行うことで、早めに対処すれば、健康な状態で長生きできる「健康寿命」を延ばすことができる。	○	後期高齢者の健康診査では質問票でフレイルのリスクを確認している。この事業を行うことで、早めに対処すれば、健康な状態で長生きできる「健康寿命」を延ばすことができる。
事業の効率性	○	医療機関等の選択は、被保険者個人が選択でき支出先の選択は適切である。	○	医療機関等の選択は、被保険者個人が選択でき支出先の選択は適切である。
	無	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（プロポーザル）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	無	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	○	保健事業は後期高齢者広域連合の補助金や委託金で賄われており、その効果である健康長寿社会の実現や医療費の適正化の効果を被保険者が受けるため妥当である。	○	保健事業は後期高齢者広域連合の補助金や委託金で賄われており、その効果である健康長寿社会の実現や医療費の適正化の効果を被保険者が受けるため妥当である。
	○	多くが広域連合の補助金で賄われておりコスト水準は妥当と考えられる。	○	多くが広域連合の補助金で賄われておりコスト水準は妥当と考えられる。
	○	費目・使途は適切な事業に使用されている。	○	費目・使途は適切な事業に使用されている。
事業の有効性	-	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	
	-	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	
	○	集団検診受診の場合は、混乱を避け効率のよい健診実施のために、できるだけ居住校区の日程で受信をお願いしている。	○	集団検診受診の場合は、混乱を避け効率のよい健診実施のために、できるだけ居住校区の日程で受信をお願いしている。
	○	小郡市の健康診査のご案内を対象者に郵便で配布し、希望者には幅広く健診が予約できるように活動ができています。	○	小郡市の健康診査のご案内を対象者に郵便で配布し、希望者には幅広く健診が予約できるように活動ができています。
関連事業	○	小郡市の健康診査のご案内のチラシを通じて、予約専用電話の周知を図り、円滑な運営ができています。	○	小郡市の健康診査のご案内のチラシを通じて、予約専用電話の周知を図り、円滑な運営ができています。
	○	昨年度より2.0%受診率が増加している。	○	昨年度より0.5%受診率が増加している。
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
点検・改善結果	○	ハイリスクアプローチ（健康課） ポピュレーションアプローチ（長寿支援課）	○	ハイリスクアプローチ（健康課） ポピュレーションアプローチ（長寿支援課）
	○	課名 健康課、長寿支援課 連番 事業名 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事	○	
点検結果		集団健診の令和3年度受診者数が212名、令和4年度受診者数が272名になっており、集団健診の受診者が増加している。 生活習慣病治療中の方を含むすべての被保険者の方が対象であり、重症化を防ぐための支援は健康寿命を延ばすために役立っていると考えている。		受診率も伸びており、健診を受けた後に受診したすべての方に健診結果と一緒に、結果の見方や生活習慣改善に役立つ情報を提供している。 更に、健診結果に応じて保健指導をおこなっているため、生活習慣病の増加、重症化を防ぐための支援が行えている。
改善の方向性		「定期的を受診をしているから健康診査を受けなくても大丈夫、又は受けていいものか」と考えている方もおられるが、健診は、病気のみならずフレイルのリスクを感知する役目もある。 また、健康診査の結果に応じて保健師や管理栄養士の指導を行っているが、一体化事業のKDB分析等も利用して業務改善し、更に充実したものにしていきたい。		医療保険における「保健事業」は後期高齢者医療広域連合が主体となって実施しているため、介護保険における「介護予防」の取り組みはいままでは不十分であった。 しかし、令和2年10月1日より高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を開始することにより、高齢者の保健事業と介護予防事業を連携して業務改善する流れができてきている。